

## 令和4年9月第5回室戸市議会定例会会議録（第4号）

1. 日 時 令和4年9月14日（水）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 河本 竜 二	2番 竹 中 真智子	3番 田 淵 信 量
4番 竹 中 多津美	5番 小 椋 利 廣	6番 脇 本 健 樹
7番 久 保 八太雄	9番 山 本 賢 誓	10番 堺 喜久美
11番 町 田 又 一	12番 亀 井 賢 夫	

4. 欠席議員

8番 濱 口 太 作

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 谷 村 直 人  
事務局次長兼班長 山 本 ゆかり  
議事班 主任 村 田 茉莉  
議事班 主事 中 島 健 太

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 植 田 壯一郎	副 市 長 黒 岩 道 宏
総務課長併選挙管理委員会事務局長 濱 田 亮 士	まちづくり推進課長 辻 さおり
財 政 課 長 上 松 富士樹	財 産 管 理 課 長 戎 井 健
税 務 課 長 西 村 城 人	市 民 課 長 小 松 達 也
保健介護課長 正 木 亜 弥	人 権 啓 発 課 長 田 淵 由 加
産業振興課長併農業委員会事務局長 山 崎 桂	建 設 土 木 課 長 川 崎 州
観光ジオパーク推進課長 大 西 亨	防 災 対 策 課 長 山 本 康 二
地域医療対策課長 松 下 善 徳	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 松 本 弥 生
福祉事務所長 森 岡 光	教 育 長 百 田 貴 昌
教育次長兼学校保育課長 武 井 知 香	生 涯 学 習 課 長 西 岡 佳 久
水 道 局 長 中 屋 秀 志	消 防 長 多 田 周 平
監査委員事務局長 江 口 祐 介	

7. 議事日程

日程第1 議案第1号 室戸市議会議員及び室戸市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

日程第2 議案第2号 室戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第3 議案第3号 室戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

- 日程第4 議案第4号 室戸市地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について
- 日程第5 議案第5号 令和4年度室戸市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第6 議案第6号 令和4年度室戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第7号 令和4年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第8号 令和4年度市宮室津川団地建替事業建築主体工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第9号 高知県広域食肉センター事務組合理約の変更について
- 日程第10 議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 認定第1号 令和3年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和3年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 令和3年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和3年度室戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 令和3年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 令和3年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 令和3年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第8号 令和3年度室戸市水道事業会計決算の認定について

## 8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第18まで

## 9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（亀井賢夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名中、欠席届1名、現在11名の出席でございます。

欠席議員は、濱口太作議員、入院のためでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） ただいまから大綱質疑を行います。

質疑に際しましては、ページと款、項、目を御指摘の上、御質疑願います。

なお、自己の意見の多い質疑や議題外にわたる質疑については、御注意願います。

日程第1、議案第1号室戸市議会議員及び室戸市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時1分 休憩

午前10時4分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第2、議案第2号室戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時5分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第3、議案第3号室戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第4、議案第4号室戸市地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。辻まちづくり推進課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第5、議案第5号令和4年度室戸市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。上松財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。脇本健樹議員。

○6番（脇本健樹君） 6番脇本。この議案に対して質疑を行います。

ページ22ページでございます。9款3項1目の12節と14節に関わる件なんですけど、佐喜浜中学校の工事ということになってますが、聞く限り、通常の処理より外壁の処分と天井の処分にお金がかかると、あと防火扉にお金がかかるということで、今回お金が多くかかっているということではよろしいのでしょうか。それとも、別の中学校、小学校から比べたら、別のところを余分にさわるということ、そういうところをちょっと教えていただきたいですが。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。武井教育次長兼学校保育課長。

○教育次長兼学校保育課長（武井知香君） 脇本議員さんの御質疑にお答えいたします。

先ほども御説明しましたように、通常であれば外壁の補修で終わるところが、今回佐喜浜中学校ではブロック造りの壁が分かりましたので、そちらのほうを取り壊して新しい壁を造るということで、通常の工法とは少し違った形になってくるということで御説明をさせていただいたところです。以上です。

○議長（亀井賢夫君） ほかに質疑はございませんか。山本賢誓議員。

○9番（山本賢誓君） 9番山本。本案に対して質疑をさせていただきます。

2点ほど。まず、22ページの1目14節の工事請負費、今脇本議員が言った分ですけど、先ほど説明聞いてましたら、壁がブロック造りというか、それを危険性があるから取り壊してということですけども、この中学校の統廃合も含めて、統廃合で新設の予定もあるがですけども、今この時点で7,000万円以上かけてそういったことまでしなくてはならない緊急性があるのかどうかと、それから仮設というか、仮工事みたいなもので壁を押さえるというような工法も考えてみる必要があるんじゃないかと思うんですが。実際にも現場を見たことがあって、前からかなり老朽化していると思いましたがですけども、全体をやり替えるというよりも、統合に向けた時間とも兼ね合わせて考えれば、そういうことも対応できるのではないかと答弁願います。

それから、18ページの3目農業振興費の12節と14節です。これは、赤木山畜産団地の改修工事ということですけども、この工事に係る監理委託料と、それから工事そのものは入札をして業者に請け負わすわけよね。それは、その中にコンサルが入っちゃうからってということもあると思うけど、以前から何か無駄じゃないかという思いがあったがですけど。入札にした場合に、落札した場合に、その設計書の中に監理料って確かに入ってますよね、一般管理費とか工

事管理費の分は。それを、例えば工事写真撮るとか、そういう工事日誌書くとかという部分で、それをわざわざコンサルにこういう監理料を払わにゃいかないのかという疑問は結構前から持ち上がったがですけれども、これはどうです。設計委託をした業者と監理委託する業者は一緒ですか、無駄な支出ではないかっていうことをちょっと聞きたいです。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。武井教育次長兼学校保育課長。

○教育次長兼学校保育課長（武井知香君） 山本賢誓議員の御質疑にお答えいたします。

まず、学校の耐震化につきましては、これは建築物の耐震改修の促進に関する法律のほうで努力義務というふうになっております。それに加えて、文部科学省のほうからも非構造部材についてもやるようにというふうに通知が来ているところで、それに基づいて非構造部材の耐震化についても行っているところでございます。

この文部科学省のほうから、学校施設の耐震化に関する基本的な考え方として、やはり児童・生徒の安全の確保、それから教育活動が早期に再開できるようなためには行わなければならないということと、それとこの非常災害発生時の地域住民の応急的な避難場所になるということ、この観点からも耐震化を進めていきなさいというふうな通知も来ているところです。佐喜浜中学校のほうは、津波避難ビルや避難所のほうの指定にもなっております。

それから、統合に向けてという話ですけれども、現在適正規模・適正配置の基本計画において、市内1つの中学校に統合するということをお示しをしているところですが、地域の説明会に出ていきましたので、そこで御意見をいただいて実施計画をつくることとしております。しかも、基本計画の中では、時期としても令和8年度ということで目安を立てておりますので、その間、子供たちの安全を考えたときには、やはりこの非構造部材の耐震化をしていくことが必要ではないかというふうに考えて実施をしているところです。

それとあと、ブロックの壁なんかの工法の話もありましたけれども、学校に関しましては、国土交通省や文部科学省のほうから、こういうふうに直しなさいねというものが出ております。公共建築数量積算基準解説など、それから学校施設の非構造部材の耐震化のガイドブックに沿ってやることというふうな通知が出ておまして、これに基づいた形での設計となっているところです。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 山崎産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（山崎 桂君） 山本議員の御質疑にお答えをいたします。

5款1項3目農業振興費の中の12節委託料、14節工事請負費、赤木山畜産団地の屋根改修工事に係る監理委託料及び工事請負費でございますけれども、工事監理費が本当に必要であるかという御質疑であったかと思っておりますけれども。

まず、この工事監理につきましては、作成した設計書どおりに工事がきちっと施工されるかどうかというのを専門の業者の方に監理をしていただくというものでございまして、この設

計業者と監理委託業者は同じ業者であるかという御質問もあったかと思いますが、一番設計した方が内容を把握していただいておりますので、同じ業者に監理のほうも委託したいと考えております。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 山本賢誓議員の2回目の質疑を許可いたします。山本賢誓議員。

○9番（山本賢誓君） 2回目の質疑を行います。

その赤木山の工事の件ですけれど、これって工事発注したときに監督職員っていうのがおるがですよね、監督。ほんで、それで業者が工事の進捗状況とかを含めて、全てが分かるような写真を撮ったり、工程が変わったら工程表を変更したり、そういうのを業者がしますよね。それは監理委託は別の方がするわけで、そういうのが二重になっていないかという、安易にコンサルに設計委託から始まって、そういうことをするから経費が余分にかかっていきよるといのがを言いたいがですよ。ほんで、監督職員が工事の一連の流れを書類も写真も含めてチェックすれば、監理する人は何もすることないやないです。そういうことも含めて、今後また検討してもらいたいと思います。

それから、佐喜浜中学校の件は、答弁が上手過ぎて2回目ようしません。以上です。

○議長（亀井賢夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

健康管理のため11時25分まで休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第6、議案第6号令和4年度室戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。小松市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第7、議案第7号令和4年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。正木保健介護課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第8、議案第8号令和4年度市営室津川団地建替事業建築主体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。戎井財産管理課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。山本賢誓議員。

○9番（山本賢誓君） 9番山本。質疑をさせていただきます。

質疑というよりも、ちょっと教えてもらいたいがですけど、この川村総合と三谷組が評価点が0.537で全く一緒でくじ引ということですけど、今計算しよったら間に合わなかったんですけど、このときの川村と三谷の入札した金額、それを教えてもらいたい。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。戎井財産管理課長。

○財産管理課長（戎井 健君） 先ほどの山本議員の御質疑にお答えいたします。

有限会社川村総合建設及び株式会社三谷組の入札価格についてのお尋ねであったと思います。

入札価格につきましては、両者ともに2億452万円でありました。これは消費税抜きの金額となります。以上でございます。



○議長（亀井賢夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第9、議案第9号高知県広域食肉センター事務組合規約の変更についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。山崎産業振興課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時43分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第10、議案第10号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号につきましては委員会付託を省略することと決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第11、認定第1号令和3年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。上松財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時58分 再開

○議長（亀井賢夫君） 正会に復します。

昼食のため13時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は総務文教委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。脇本健樹議員。

○6番（脇本健樹君） 6番脇本。本案に対し質疑を行います。

款、項、目ということですが、主要施策成果報告書と兼ねて質疑したいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、決算書の87ページに当たります2款1項13目の、成果報告書では9ページになります。それは17節になると思いますが、防災対策用備品購入費の中に災害用備蓄食料購入費というものがございます。180万円ほどあります。これは毎年200万円ほど、順次更新していくのでしょうか、お尋ねします。

続きまして、117ページです。3款4項1目の19節扶助費です。今回予算で25万円となっております。災害被災のお見舞金でございます。10万円について、どのようなところに利用されたかお聞きします。

続きまして、123ページです。成果報告書の29ページで、これは成果報告書のほうで、施設管理費の中に夢ひろばのホール雨漏り修繕、夢ひろばの客席修繕について、少し詳しく教えていただけないかと思っております。この雨漏り修繕の61万8,000円に関しては、これはイレギュラーなことでしょうか、それとも頻繁に起こっているのかお聞きしたいです。

すみません、1点戻っていただきまして、ページ89ページです。2款1項14目12節の委託料になると思います。成果報告書の10ページです。ちょっと多岐にわたりますので、すみません、成果報告書のほうでお聞きしたいと思います。上の会計年度任用職員の人件費の件と、3段飛ばしたところの広告料のところですね。これはふるさと納税の寄附金が増えているのかお聞きしたいです。

その下の委託料の2段目に当たる募集に関する業務委託料1,000万円あたりです。先ほどの質疑と同じように、これは固定であると思いますが、これもふるさと納税の寄附金が増えたら変動するかお聞きしたいと思っております。

すいません、143ページです。6款1項3目の観光費の7節報償費の中ですね。成果報告書で38ページになります。38ページの7節のぐるっとむろとスタンプラリー報償費の87万5,000円です。結構皆さん使ったと思いますが、ちょっと聞き方おかしいのですが、この87万5,000円でどれくらいの方が商品と替えたかお尋ねしたいと思います。

それと、同じく38ページになりますが、決算書では145ページです。6款1項3目観光費の12の委託料の中に入ってくると思いますけど、38ページの中では委託料の一番上のトイレの件を聞きたいです。ここちょっと数字が合わないんで、こちらの38ページのほうでお聞きします。公衆トイレ等清掃管理委託です。これはシルバーでやっていると思いますが、どの範囲までやっていただいているか、また室戸市中に観光のトイレがあると思いますが、どこをやっているか教えていただきたいと思います。シルバーがどこをやっているか、もしくはほかの業者があるなら教えていただきたいです。以上です。すいません。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。山本防災対策課長。

○防災対策課長（山本康二君） 脇本議員の御質疑にお答えいたします。

決算書の87ページの2款1項13目防災対策費の17節備品購入費、防災対策用備品購入費の中で災害用備蓄食料費の件ですけれども、令和3年度には食料を5,000食と液体ミルク57.6リットルを購入しておりまして、この備蓄食料費等につきましては備蓄品の消費期限とかの関係があって、更新時に新たに購入していくということですので、毎年同額程度ということではなくて、更新時によって金額は違ってくるというところがございます。以上です。

○議長（亀井賢夫君） 大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君） 脇本議員の御質疑にお答えいたします。

まず、決算書の143ページ、6款1項3目7節報償費のうち、ぐるっとむろとスタンプラリー報償費の商品をどの程度の方が受け取ったかということですが、レギュラー、シルバー、ゴールドとそれぞれランクがありまして、レギュラーの達成者が107名、シルバーの達成者が52名、ゴールドの達成者が27名となっております。

次に、145ページになると思います。12節委託料のうち、公衆トイレ等清掃管理委託料ですが、議員さん御指摘のように、シルバー人材センターに委託をしております。市内の8か所のトイレの清掃管理をお願いしております。1週間に5回から365日と、それぞれ頻度は違いますが、8か所をシルバーさんに委託をしております。以上です。

○議長（亀井賢夫君） 正木保健介護課長。

○保健介護課長（正木亜弥君） 脇本議員さんにお答えいたします。

4款1項5目、決算書の122ページでございますけれども、夢ひろばの雨漏りはイレギュラ

一に起こったものなのかという御質疑でございますが、これは昨年夢ひろばのほうの調整室のほうで雨漏りが起こったものでございまして、一旦修理をしたところでございますが、今年に入りましても雨漏りの箇所が特定できないということで修繕をしているところですが、このたび雨漏りの箇所等がはっきり分かったところがありますので、現在修繕をしているところでございます。以上でございます。

(発言する者あり)

○保健介護課長(正木 亜弥君) (続) 今年やっております。

○議長(亀井賢夫君) 森岡福祉事務所長。

○福祉事務所長(森岡 光君) 協本議員の御質疑にお答えいたします。

決算書116ページの3款4項1目災害救助費の中の19節扶助費でございます。15万円の支出は、4月18日に大谷地区でありました火事によってお亡くなりになられた方にお支払いが1件と、その後、2月16日に植松団地のほうで民家の火災が1件ありまして、そちらのほうへのお見舞金でございます。

(6番協本健樹君「金額、10万円、5万円」と呼ぶ)

○福祉事務所長(森岡 光君) (続) そうです。以上です。

○議長(亀井賢夫君) 山崎産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長(山崎 桂君) 協本議員の御質疑にお答えをいたします。

2款1項14目ふるさと納税推進費の中で広告料につきまして、これは年々この額が増えているのかということでございますが、この広告料につきましてはふるさと納税のインターネットのサイト、いわゆるポータルサイトにバナー広告を出したり、そのECサイトで特集を組んでいただいたりしたときにかかる費用でございまして、また納税者の方がそのバナーをクリックしていただくと、それに応じて金額が加算されて広告料が発生するというような仕組みでございまして、令和2年度の実績が約1,194万円でございますので、令和2年度から比較しまして令和3年度は増えているという状況でございます。

それともう一点、委託料の中の、これは主要施策の10ページのほうですけれども、ふるさと納税の募集に関する業務委託料、これについても年々変動するのかっていうことでありますが、これに関しましては、先ほどと同じくインターネット上のふるさと納税のポータルサイト上で楽天を通じて室戸市のほうに寄附をしていただいた場合に、手数料として2%が発生するということでございますので、その件数が増えれば増えるほど金額も上昇してくるという仕組みになってございます。よろしく願いいたします。

○議長(亀井賢夫君) 協本議員、2回目やりますか。

(発言する者あり)

○議長(亀井賢夫君) そのちょっと、予算と決算との違いを、決算で質疑してよ。

(発言する者あり)

○議長(亀井賢夫君) 脇本議員の2回目の質疑を許可いたします。

○6番(脇本健樹君) 最後の、すいません、ページ89の件です。ちょっと1回目に質疑していない手数料と次の委託料の件で、手数料が出てきましたので。楽天に出した場合にかかる手数料を委託料と解釈してよろしいのでしょうかね。最初の広告料はクリックとかで増えていくのは分かりますが、もう一回、楽天での委託料が乗っかってくるというか、件数に応じて上がるということをもう少し教えていただけませんか。

○議長(亀井賢夫君) 執行部の答弁を求めます。山崎産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長(山崎 桂君) 脇本議員の御質疑にお答えいたします。

先ほどの委託料のふるさと納税の募集に関する業務委託料の件でございますけれども、先ほど申し上げましたように、楽天のふるさと納税ポータルサイトの楽天ふるさと納税サイトを通じて寄附をしていただいた場合に、その寄附額に対して2%をこの業務委託料として楽天のほうに室戸市からお支払いをすると、そういう仕組みになってございます。

(6番脇本健樹君「すいません。1回目でちょっと答弁漏れがあったけど」と呼ぶ)

○議長(亀井賢夫君) 2回目も続けてください。

(6番脇本健樹君「はい、はい。はい、以上です」と呼ぶ)

○議長(亀井賢夫君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(亀井賢夫君) 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長(亀井賢夫君) 次に、日程第12、認定第2号令和3年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。小松市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時17分 休憩

午後1時29分 再開

○議長(亀井賢夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(亀井賢夫君) 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第13、認定第3号令和3年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。正木保健介護課長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時30分 休憩

午後1時32分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第14、認定第4号令和3年度室戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。正木保健介護課長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時33分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第15、認定第5号令和3年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。山崎産業振興課長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時41分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第16、認定第6号令和3年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。正木保健介護課長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後1時48分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第17、認定第7号令和3年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。小松市民課長。

説明の間、休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後1時54分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第18、認定第8号令和3年度室戸市水道事業会計決算の認

定についてを議題といたします。

執行部から補足説明を求めます。中屋水道局長。

説明の間、休憩いたします。

午後 1 時 55 分 休憩

午後 2 時 8 分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案の付託は産業厚生委員会であります。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

以上で全議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま質疑を終結いたしました議案第 1 号から議案第 9 号まで及び認定第 1 号から認定第 8 号まで、以上 17 件につきましては、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

委員会審査及び事務整理のため、9 月 15 日から 9 月 27 日まで 13 日間休会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、9 月 15 日から 9 月 27 日まで 13 日間休会することと決しました。

9 月 15 日から 9 月 27 日まで 13 日間休会いたします。

9 月 28 日は午前 10 時から会議を開きますので、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後 2 時 11 分 散会